

## 裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処 分 庁 兵庫県尼崎市長

審査請求人が平成29年9月26日に提起した、処分庁による平成29年9月1日付けの審査請求人に対する子どものための教育・保育給付利用者負担額決定処分に係る審査請求（平成29年度審査請求第9号）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成26年11月7日に尼崎市長に対し、その養育する子・○○××（以下「本件幼児」という。）に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第1項の認定を申請した。
- 2 尼崎市長は、同年12月頃、審査請求人に対し、本件幼児について、支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもが支援法第19条第1項第3号に該当する旨の支給認定（支援法第20条第4項）を行った。
- 3 尼崎市長は、平成27年4月1日から、本件幼児の■■保育園への入所を承諾した。
- 4 尼崎市長は、平成29年4月分と5月分における、審査請求人の本件幼児に関する子どものための教育保育給付に係る利用者負担額（以下「本件利用者負担額」という。）に係る階層をD5階層と決定し、本件利用者負担額を月額36,100円と決定した。

また、本件幼児が平成29年5月に満3歳になったことに伴い、尼崎市長は、平成29年6月分からは支援法第19条第1項第2号に該当する旨の支給認定へ変更するとともに、同年6月分から同年8月分までの本件利用者負担額に係る階層区分をD5階層に、本件利用者負担額を月額36,100円と決定した。

- 5 審査請求人及びその配偶者に係る平成29年度分の市民税所得割の課税額の合計額が171,100円であったため、尼崎市長は、平成29年9月1日付で、審査請求人の平成29年9月分から平成30年3月分までにおける本件利用者負担額に係る階層区分につき、「169,00

0円以上235,000円未満」を対象とするD6階層に決定し、本件利用者負担額を月額52,200円とした（以下、「本件処分」という。）。

- 6 審査請求人は、平成29年9月26日、尼崎市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件幼児に関する本件利用者負担額に係る階層区分につき、平成29年8月分までD5階層（月額36,100円）に決定されていたところ、本件処分により同年9月分以後D6階層（月額52,200円）に決定された。従前より1階層上がっただけであるにも関わらず、本件利用者負担額が月額16,100円も増えたことは常識外の金額であり、審査請求人が本件処分後の利用者負担額の支払いを続けるのは困難であるため、本件処分は違法であり取り消されるべきである。

### 2 処分庁の主張

- (1) 市町村は、保育を必要とする児童について、保育所において保育しなければならない（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項）。そして、当分の間、保育認定子ども（支援法第59条第1項第2号）が、特定保育所（支援法附則第6条第1項）から特定教育・保育を受けた場合、当該特定教育・保育に要した費用について、市町村が当該特定保育所に委託費として支払う（支援法附則第6条第1項）。保育費用の支払いをした市町村の長は、当該保育費用にかかる保育認定子どもの支給認定保護者（支援法第20条第4項）等から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする（支援法附則第6条第4項）。
- (2) 尼崎市においては、特定保育所と特定保育所以外の保育所とで特定教育・保育（支援法第27条第1項）に要する経費の金額に違いがない。そのため、支援法附則第6条第4項に規定する額は、保育利用者負担額と同額とする（尼崎市子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額等に関する規則（平成27年尼崎市規則第33号。以下「本件規則」という。）第4条、第5条第1号イ及び第3号）とされている。
- (3) 保育利用者負担額は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）で定める額の範囲内で市町村が定める（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号。以下「府令」という。）第13条第1項、支援法第27条第3項第2号）こととされている。
- (4) 尼崎市では、本件規則別表第2備考2に規定する標準時間認定にかかる満3歳未満保育認定子ども等については、特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定めた基準により算定した金額が政令第4条第3項に定める額を上回っているため、低い方の政令第4条第3項に定める額が支援法第27条第3項第2号の「政令で定める額」となる。（ここで、「満3歳未満保育認定子ども等」とは、満3歳未満保育認定子ども（支援法第29条第

1項)及び特定満3歳以上保育認定子ども(満3歳以上保育認定子どものうち満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるもの)をいう(本件規則第5条(3)、別表第2とその備考1、政令第4条第3項)。

そして、標準時間認定に係る満3歳未満保育認定子ども等にかかる保育利用者負担額は、政令第4条第3項で定める額の範囲内において、尼崎市子ども・子育て審議会の答申を踏まえて慎重に検討した結果定められている(本件規則別表第2)。

具体的には、政令第4条第3項各号に掲げる階層区分の一部をさらに細分化した階層区分を採用しつつ、各階層における金額が同項各号に定める額の90%以下の額となり、かつ各階層間の差額が同項各号に定める額の差額以下となるように設定し、支給認定保護者の負担軽減に配慮している。

- (5) 本件処分においては、審査請求人及びその配偶者に係る平成29年度分の所得割の課税額(本件規則第2条第1項第4号)の合計額が171,100円であったため、尼崎市長は平成29年9月1日付で、審査請求人の平成29年9月分から平成30年3月分の本件利用者負担額に係る階層をD6階層に決定し、本件利用者負担額を月額52,200円とした。このD6階層に係る保育利用者負担額52,200円は、政令第4条第3項第3号に定める金額61,000円の約85.6%であり、かつD5階層とD6階層との差額16,100円は、政令第4条第3項第4号に定める金額と同項第3号に定める額との差額16,500円を下回っていることから、本件処分に関連する本件規則は法令の範囲内であり、また、本件規則に基づく本件処分も法令の範囲内であるため、本件処分には何らの違法性も認められない。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 児童福祉法第24条第1項は、「保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合」には、市町村は、同法及び支援法の定めるところにより、「当該児童を保育所……において保育しなければならない。」と定める。
- (2) 支援法第20条第1項は、支援法第19条第1項各号に掲げる「小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするとき」は、当該給付の受給資格及び当該子どもの区分について、市町村の「認定を受けなければならない」と定める。
- (3) 支援法附則第6条は、子どもが保育所において保育を受けた場合に、市町村が保育費用の負担をすべきこと(第1項)、及びその場合に当該市町村の長は、当該保育費用を当該子どもの保護者又は扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して子どもの年齢に応じて定める額(私立保育所利用者負担額)を徴収するもの(第4項)と定める。なお、当該額は、子どものための教育・保育給付のうちの施設型給付費(支援法第11条参照)を市町村が支給する場合に特定教育・保育施設が支給認定保護者から支払を受けることとされている保育利用者負担額(府令第13条第1項)と同額とされている(本件規則第4条、第5条第1項第1号及び第3号)。

(4) 保育利用者負担額は政令で定める額（第4条第3項各号、以下「国基準」という。）の範囲内で市町村が定めるとされており（府令第13条第1項、支援法第27条第3項第2号）、本件規則別表第2において具体化されている。

## 2 本件処分の違法性の有無について

(1) 児童福祉法第2条第1項では「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と定められており、同条第3項は「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」とする。

そして、同法第24条第1項では、市町村は、保育を必要とする児童について、保育所において保育しなければならない旨規定されている。さらに、支援法第3条第1項は、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する支援法の目的（支援法第1条）を実現するため、市町村の責務を定めている。

このように、法律上、すべての子どもに質の確保された保育を保障すべき要請があり、市町村もその要請実現の重要な担い手として位置づけられている。

(2) そもそも、子どもの保育には経費がかかるのは当然であり、児童福祉法第2条第2項に定める「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。」ことから、子どもの保育に係る経費につき保育を受ける子どもの保護者等に一定程度負担させることは避けられない。支援法附則第6条第4項はこれを前提に、特定教育施設・保育施設から特定教育・保育を受け、当該特定教育・保育に要した費用について市町村が支払った場合、家計に与える影響を考慮しつつ保育認定子どもの年齢等も考慮して額を定め、保育認定子どもの支給認定保護者等からの徴収する旨規定している。

徴収にかかる保護者等の負担については、国基準を限度に、地方の実情に応じ保護者等の負担能力を勘案した応能負担を基本として市町村が定めることとされているが、このことは実質的平等の要請に叶い、何ら不合理な点はみられない。具体的には、国基準に税制改正の影響をより受けにくい市民税所得割により保育料を算定する方式が採用されており、尼崎市はそれにならって市民税所得割を基に所得階層区分を設けているが、この点にも合理性が認められる。

(3) また、尼崎市では、処分庁が主張するように市民の意見も広く反映させた尼崎市子ども・子育て審議会の最終答申を踏まえて、国基準の範囲内で、かつ階層区分をさらに細分化して、より低い保育利用者負担額を設定することで、階層が変動した場合における負担額の激変が緩和されるよう、支給認定保護者の負担軽減に配慮した基準を設けていると認められることから、本件規則は法律が許容する基準の範囲内にあり、違法性は認められない。

(4) 本件処分は、上記(2)、(3)に記載のとおり適法な本件規則別表第2を正しく適用したものであり、実際の保育利用者負担額は国基準より細分化され、かつ低額な負担額となっている。審査請求人は、本件処分により月額52,200円の保育利用者負担額を支払い続けるのは困難であると主張するが、審査請求人について本件規則別表第2の適用を否定し、特別の減額措置等を講じなければならない特段の事情も見当たらず、本件処分は適法である。

- 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討  
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年5月29日

審査庁 尼崎市長 稲村 和美

#### (教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。  
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として（訴訟において尼崎市を代表する者は尼崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、前記1の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、前記1の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。